



Society 5.0におけるプライバシーの 民事上の保護

——ジェネレーティブAIの事例を念頭に——

立命館大学政策科学部准教授
角本 和理

◆自己紹介

- ・ 氏名：角本和理（カクモト カズマサ）
- ・ 所属/職階：立命館大学政策科学部准教授

- ・ これまでの研究テーマ

情報社会に適した民法理論・制度の研究

- ・ 近著

共著『中国のデジタル戦略と法——中国情報法の現在地とデジタル社会のゆくえ』（弘文堂、2022）213頁以下。

論文「データ駆動型社会における民法上の主体・客体・行為論に関する総論的考察——財産法の問題を中心に」深谷格・森山浩江・金子敬明（編著）『生と死の民法学』（成文堂、2022）25頁以下。

論文「Society 5.0における民事上の監督義務者の責任に関する基礎的考察——ICTサービス事業者の（準）監督義務者該当性の検討を中心に」松久三四彦古稀記念『時効・民事法制度の新展開』（信山社、2022）273頁以下。



0. 報告の概要

1. 問題状況・本報告の着眼点
2. 裁判例にみるプライバシーの権益論
3. 裁判例にみるプライバシー侵害の帰責性判断基準
4. Society 5.0における民事上のプライバシー（展望）

1. 問題状況・報告の 着眼点

- 1.1. 情報化による社会の変化
- 1.2. プライバシー侵害と民法（不法行為法）
- 1.3. プライバシー侵害の成否に関する判断構造
- 1.4. モデルケース・報告の着眼点



1.1. 情報化による社会の変化

◆ 情報収集・統合・分析技術の発展

情報**収集**技術発展の例：IoT（モノのインターネット）

情報**統合**技術発展の例：データベースの容量の増大 クラウド技術の発達

情報**分析**技術発展の例：ビッグデータ分析 人工知能（AI）技術

これらの技術の応用例：行動ターゲティング広告、生活支援ロボット、スマートシティ

◆ 事態の変化

- ①これまでデジタル化されていなかった情報もデジタル化されうる
- ②これまでは分散して存在していた様々な情報が一か所に統合・保管されうる
- ③これまでの人の想定を超えたかたちで情報が分析されうる



情報の多角的な利活用のさなかで、情報主のプライバシーの在り方が問題となる。

1.2. プライバシー侵害と民法（不法行為法）

● 民事上のプライバシー侵害

日本民法においては、現行のものにおいてもなお、プライバシー権はおろか、これを包含する（一般的）人格権に関する規定も明文で定められていないというのが実情である。

そのようななかで、プライバシーを保護するにあたって民事上最も重要な役割を果たしてきたのは、不法行為責任について一般的抽象的に定め、多岐にわたる事案類型の受け皿となってきた民法709条と、これを根拠とする訴訟である。

● 民法709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。



本報告では、不法行為法（訴訟）におけるプライバシーの在り方について考える。

1.3. プライバシー侵害の成否に関する判断構造

プライバシーの民事的保護に関するこれまでの判例の判断構造を略述すると、次のように整理できる。

◆ 権利・法益の侵害

第一に、問題となっている利益が「権利又は法律上保護される利益」（709条）に該当するかどうか判断される。一口にプライバシーと言っても、さらに細かく異なる利益として捉えられている。

◆ 帰責性の判断

第二に、それが法的保護に値するとして、いかなる場合にその侵害が不法行為とされるのかが問題となる。ここでは、侵害類型に即して複数の判断基準（相関関係、受忍限度、過失など）が使い分けられている。

◆ 補足

加えて、損害賠償や差止・削除といった効果との関係で、損害が発生しているか、「侵害（のおそれ）」ないし「被侵害利益の優越（が明らかであるか）」が問われることもある。



本報告では、情報の収集・統合・分析技術の発展した社会における、プライバシーの権益と帰責性判断基準の在り方を考察し、今後の方向性を展望する。

1.4. モデルケース・報告の着眼点

◆ 念頭に置くモデルケース

ジェネレーティブAI（チャット型）が、ユーザーとのやりとりのなかで、ある人物のプライバシーに抵触しかねない情報を提供してしまった場合、その責任はどのように判断されるのだろうか。

◆ 着眼点

モデルケースのような場面では、JAL労組事件判決（東京地判平成22年10月28日労判1017号14頁）と、Google検索結果削除請求決定（最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁）の示した法理が参考になるのではないか。

2. 日本の民事裁判例に みるプライバシーの 権益論

- 2.1. AIとかかわるプライバシーの権益論
- 2.2. 従来のプライバシー侵害における権益論
- 2.3. みだりに収集・保管・使用されない利益とは



2.1. AIとかかわるプライバシーの権益論

●AI時代のプライバシーとは？

下級審ではあるが、参考になるものがある。

労働組合が航空会社と一体となって、航空会社の客室乗務員らの職場内にわたるプライバシーに係る個人情報（氏名等の個人識別情報、人事考課や思想・信条、家族関係等センシティブな情報、情報主に対する他の者の印象等）を収集してこれをデータ化した電子ファイルを作成、保管、使用したことが問題となった、JAL労組事件判決（東京地判平成22年10月28日労判1017号14頁）における判断である。

➤ 個人に関する情報を第三者にみだりに収集・保管又は（開示又は公表以外の）使用されない利益

「人格的自律ないし私生活上の平穏を維持するという利益」にかかわるものとして「第三者に知られたくない個人に関する情報をみだりに開示又は公表されないという利益」が法的保護の対象となる一環としての、「当該個人に関する情報を第三者にみだりに収集・保管又は（開示又は公表以外の）使用されない利益」は、法的保護に値する。



この、「人格的自律ないし私生活上の平穏を維持するという利益」にかかわるものとして「第三者に知られたくない個人に関する情報をみだりに開示又は公表されないという利益」が法的保護の対象となる一環としての、「当該個人に関する情報を第三者にみだりに収集・保管又は使用されない利益」とは？

2.2. 従来のプライバシー侵害における権益論

これまでに紛争になってきた主だったプライバシーの権益を整理すると、次の通り。

◆ 自由

居宅内における個人の自由（盗聴・盗撮からの自由）、公共空間でみだりにその容ぼう等を撮影されない自由、人間関係形成の自由（つきまとい・ストーカー行為からの自由）

◆ 決定・自律

宗教上の信念に基づく医療に関する意思決定（原審では、ライフスタイルの自己決定）
他者から自己の欲しない刺戟によって心の静穏を乱されない利益（補足意見）

◆ 生活の平穏

住所・氏名等が頒布・公開されたり漏洩したりすることで嫌がらせを受け私生活上の平穏が害されない利益
服役後に新しく形成している社会生活の平穏を害され更生を妨げられない利益

◆ みだりに公表・公開等されない利益

個人のプライバシーに属する事項をみだりに表現行為によって広く公開・公表されない利益
プライバシーに係る情報をみだりに第三者に提供・漏洩等されない利益



以上が、「当該個人に関する情報を第三者にみだりに収集・保管又は使用されない利益」の前段にある、法的保護の対象となるものであるところの、「人格的自律ないし私生活上の平穏を維持するという利益」や「第三者に知られたくない個人に関する情報をみだりに開示又は公表されないという利益」の代表例と言える。

2.3. みだりに収集・保管・使用されない利益

それでは、「個人に関する情報をみだりに収集・保管・使用されない利益」とはどのような利益だろうか。

◆ 当該個人に関する情報をみだりに収集されないという利益

居宅内における個人の自由（盗聴・盗撮からの自由）、公共空間でみだりにその容ぼう等を撮影されない自由、人間関係形成の自由（つきまとい・ストーカー行為からの自由）との違いは……？

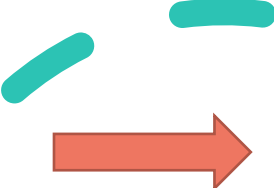
あらゆる個人情報対象になりうるのだろうか……？

◆ 収集された当該個人に関する情報をみだりに保管されないという利益

プライバシーに係る情報をみだりに漏洩されない利益と同じ……？

◆ 当該個人に関する情報をみだりに開示又は公表されないだけでなくその他の使用もされない利益

「第三者に知られたくない個人に関する情報をみだりに開示又は公表されないという利益」以外の「使用」というのが、まさに情報分析（プロファイリング）やその結果の利用の場面といえる……？



詳しくは、今後の研究に残された課題も多い。

いずれにせよ、以上のような利益が法的に保護されるとして、それはどのような場合なのか？

3. 日本の民事裁判例に みるプライバシー侵 害の帰責性判断基準

- 3.1. プライバシー侵害における帰責性判断の基準
- 3.2. みだりに収集・使用等されない利益の侵害
- 3.3. AIをめぐるプライバシー侵害の帰責性判断の課題



3.1. プライバシー侵害における帰責性判断の基準

これまでに紛争になってきた主だったプライバシー侵害の帰責性判断基準を整理すると、次の通り。

◆ 故意（他人の利益を害する結果の発生を認識し、かつ、認容すること）があるか

賃借人の居宅内の賃貸人による盗聴（が可能になっている状態）

◆ 侵害される利益と侵害行為の態様の相関関係（相関関係説）

職場における人間関係形成の自由、他者から自己の欲しない刺戟によって心の静穏を乱されない利益の侵害

◆ 社会的に受忍すべき限度を超えているか（受忍限度論）

ストーカー行為、相隣関係、公的空間における撮影、個人情報への頒布・公開による私生活の平穩の侵害

◆ 被害者側の事情と加害者側の事情の等価的な比較衡量

表現行為による「個人のプライバシーに属する事項をみだりに公開・公表されない利益」の侵害

◆ 加害者側に過失（結果を回避する義務の違反）があったか

個人識別情報の第三者に対する提供、データベースからの漏洩、自己決定の侵害（説明義務違反）



個人に関する情報をみだりに収集・保管・使用されない利益の侵害の場面では、どのような基準となるのか……？

3.2. みだりに収集・使用等されない利益の侵害

問題になるのは、特に、収集と使用に関する利益がいかなる場合に侵害されたということになるのか。

JAL労組事件判決では、次のような考え方が示されている。

◆ 「個人に関する情報をみだりに収集されないという利益」の侵害

原告らが収集に同意をしていないものについて、問題となる。ただ、「原告らがその収集について同意したと認められないものについても、正当な目的に基づいて収集したと認められる場合には」「違法性が阻却される場合がある」。この点、「データ化する情報の収集及びそのデータ化が個人のプライバシーとの関係において問題のないものかどうかについて吟味、検討することなく、何らかの役に立つのではないかという漠然とした理由から持てる情報の全てをデータ化したというのであるから、プライバシー侵害の違法性を阻却するに足りる正当な目的が維持されていたとは、到底認めることができない」〔太字・下線は報告者〕

◆ 当該個人に関する情報をみだりに開示又は公表されないだけでなくその他の使用もされない利益

「その収集について原告らの同意がないものについては、」「これを使用すること自体、当該情報に係る原告らのプライバシーを侵害する行為に当たる」。「本件」「各情報のうち、その収集について原告らの同意があるものについては、」「内部で」「使用するに」「とどまらない使用については、当該情報に係る原告らのプライバシーを侵害する行為に当たる」。



収集や使用に関する情報主の「同意」（推定的なものを含む）が問題になっている。

3.3. AIをめぐるプライバシー侵害の帰責性判断の課題

●情報主の「同意」を重視する場合の課題

高度情報社会にあっては当該情報がその後どのように利用されることになるかを提供ないし取得時に予測することは情報主のみならず、利用者（事業者）側にとっても困難であること等もあって、実質的な同意の確保や、同意の適用場面の限定のあり方について、議論がなされている（松前：2019,2020）。

➤ 実質的な同意の確保

取得手続の厳格化、法執行の強化、インターフェース・デザインの改善等が求められる。

➤ 同意の適用場面の限定

個人の権利・利益の保護の観点から重大なリスクがある場合には、同意の有無にかかわらず一定の個人情報利用行為を制限すること等が求められる。



情報主の同意を実効化していくという方向性も、もちろん意義深い。
ただ、それ以外の判断基準はありえないのだろうか。そもそも同意を問題にしようがない類型もありうるし。

4. Society 5.0における 民事上のプライバシー （展望）

4.1. Society 5.0における帰責性判断基準

4.2. Society5.0におけるプライバシー侵害の成否

4.3. むすびにかえて



4.1.1. Society 5.0における帰責性判断基準①

Google検索結果削除請求決定（最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁）が参考となるのではないかな。

●アルゴリズムのかかわる事案における帰責性判断基準の候補

検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実（事案では買春に関する前科）を掲載するサイトのURL等を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、「当該事実を公表されない法的利益」と「当該情報を結果として提供する理由」に関する諸事情を比較考量して判断すべきもので、「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」に違法となる。

➤ 具体的な考慮要素

当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等に当該事実を記載する必要性、など。

⇐ ここでは、**プログラム（アルゴリズム）の性質も、検索サービスの社会的重要性も直接の考慮要素とはなっていない**（原審では、社会的重要性が考慮要素として重きを置かれていた）。



この判断が特徴的なのは、次のような判示のもと、被侵害利益優越の「明白性」という要件が求められているところ。

4.1.2. Society 5.0における帰責性判断基準②

●「検索事業者の行為の性質」に関する判示

「検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。」〔太字・下線は報告者〕

「検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。」



ここでは、①検索システムが情報の収集・整理・提供にあたって自動的なプログラム（アルゴリズム）を活用していること、②検索システムがすでに人口に膾炙し、その社会的重要性が大きなものになっていることが指摘され、その制約が危惧されている。

にもかかわらず、それらの事情は比較衡量のための直接の考慮要素とはなっていない。

4.2. Society5.0におけるプライバシー侵害の成否

Google検索結果削除請求決定の射程については、検索サービスの事案や情報流通の基盤になっているものに対象を限る見解もあるところ、アルゴリズムのかかわる事案であれば、他の問題にも及びうるのではないか。

例えばモデルケースの場面で考えれば……

➤ ジェネレーティブAIとプライバシー侵害の成否判断の基準（その①）

ジェネレーティブAI（に関するサービス事業者）が、ある者に関する条件によるチャット等の求めに応じ、その者のプライバシーに属する情報をチャットの一部として提供する行為が違法となるか否かは、「当該事実を公表されない法的利益」と「当該情報を公表する理由」に関する諸事情を比較考量して判断すべきもので、「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」に違法となる……？



私見（角本：2020）としては、（ジェネレーティブAIの）チャットAIに限らず、ほかのアルゴリズムのかかわる（しかもプライバシー侵害以外の）多くの類型にもGoogle検索結果削除請求決定の示した法理の射程は及びうると考えているが、そうであるからこそ、このタイプの問題領域には、本決定の法理は当然に及ぶのではないか、と思われる。

4.3. むすびにかえて

さらに、Google検索結果削除請求決定と、JAL労組事件判決とを複合的に考えれば……

➤ ジェネレーティブAIとプライバシー侵害の成否判断の基準（その②）

ジェネレーティブAI（に関するサービス事業者）が、ある者に関する条件によるプロンプトに応じ、その者のプライバシーに属する情報を結果として提供する行為が違法となるか否かは、「当該事実を収集・保管・使用されない法的利益」と「当該情報を収集・保管・使用する理由」に関する諸事情を比較考量して判断すべきもので、「当該事実を収集・保管・使用されない法的利益が優越することが明らかな場合」に違法となる……

等と、対象を広げて考えることもできる？



グーグル検索結果削除請求決定の法理が、（ジェネレーティブAIの）チャットAIの事案に仮にそのまま応用できるとしても、明白性要件の射程を、公表・提供以外の利用や、のみならず収集や保管にまで広げて本当に問題はないか、なんとなれば、逮捕報道ツイート事件判決（最判令和4年6月24日民集76巻5号1170頁）のように、明白性要件を排除する必要があるのでは、など、考えなければならないことは残っている。

あるいは、収集類型には収集類型の、保管類型には保管類型の帰責性判断基準があるので、そちらがアルゴリズムの類型に即してアップデートされることも考えられる。例えば、AIによるセキュリティをどこまで導入しているか（結果回避義務）、攻撃側の技術の進化にどこまでついていっているか（予見義務）が問題になることも。

主要参考文献リスト①

◆基本書・体系書

- ・ 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、1937）〔復刻版（1988）〕
- ・ 加藤一郎『不法行為法〔増補版〕』（有斐閣、1974）
- ・ 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（中巻）』（青林書院新社、1983）
- ・ 五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003）
- ・ 藤岡康宏『民法講義Ⅴ』（信山社、2013）
- ・ 潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』（信山社、2009）
- ・ 潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第2版〕』（信山社、2011）
- ・ 吉田邦彦『不法行為等講義録』（信山社、2008）
- ・ 橋本佳幸ほか『民法Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、2011）
- ・ 窪田充見『不法行為法〔第2版〕』（有斐閣、2018）
- ・ 吉村良一『不法行為法〔第6版〕』（有斐閣、2022）
- ・ 松井茂記ほか（編著）『インターネット法〔第5版〕』（有斐閣、2015）

主要参考文献リスト②

◆コンメンタール

- 水野謙「名誉毀損・プライバシー侵害等」窪田充見（編著）『新注釈民法（15）債権（8）』（有斐閣、2017）526頁以下
- 能見善久・加藤新太郎（編）『論点大系 判例民法8 不法行為法Ⅱ』（第一法規、2019）88頁以下〔前田陽一〕
- 佃克彦『プライバシー・肖像権の法律実務〔第3版〕』（弘文堂、2020）

◆論文・評釈等

- 宮下紘『プライバシー権の復権』（中央大学出版会、2015）
- 山本龍彦『おそろしいビッグデータ』（朝日新書、2017）
- 角本和理「サイバー社会における私法上のプライバシー・自己決定の保護に関する一考察」私法81号（2019）136頁以下
- 角本和理「ロボット型検索エンジンと私法上のプライバシー：違法性判断における「被侵害利益優越の明白性」に着目して（最三小決平成29年1月31日民集71巻1号63頁）」末川民事法研究6号（2020）91頁以下
- 松前恵環「個人情報保護法制における『通知・選択アプローチ』の意義と課題」InfoCom REVIEW 72号（2019）30頁以下
- 松前恵環「個人情報保護法制における『同意』の意義と課題」NBL1167号（2020）20頁以下



ご清聴ありがとうございました。